

## 全国的青年連絡組織 選挙に関するお知らせ

全国的青年連絡組織（以下、本会）では、本会役員（会長・副会長）と評議員候補（青年）の選挙を2年に1回実施します。2011年より2年を任期とする各選挙を下記の要領にて実施いたします。（規約の抜粋は裏面をご覧ください。）

### 評議員候補（青年）選挙について

日本ユネスコ協会連盟の評議員候補（青年）を選出する選挙です。

#### （1）立候補の方法

立候補希望者は、下記アドレスに e-mail にて立候補を表明してください。

送付先アドレス：seinen@unesco.or.jp

立候補の締め切り：2010年12月19日24：00まで

件名：「評議員立候補：氏名」と明記

必須内容：氏名、所属ユ協、立候補する理由（50字以上、上限なし）

評議員候補選挙の被選挙者は、20歳以上で、任期満了時、35歳未満の方限定。

（規約第6章15条参照）

#### （2）立候補者発表の方法

2010年12月23日より本会ホームページ（<http://www.unesco.or.jp/seinen/>）以下、本会HP）に候補者一覧と立候補する理由を掲載します。ご確認ください。

#### （3）投票について（選挙期間）

2010年12月22日（予定）に投票用紙（往復ハガキ）を発送します。

所属ブロックの候補者に投票してください（2011年1月14日必着）。

開票後、本会HPにて結果を掲載します。ご確認ください。

#### （4）評議員（青年）の職務について

以下が、評議員（青年）の職務です。

日本ユネスコ協会連盟の評議員会（年2回）への出席（交通費の支給あり）

所属ブロック内の各ユネスコ協会活動情報等の収集、発信作業

### 全国的青年連絡組織役員選挙について

全国的青年連絡組織の役員（会長・副会長・監事）を選出する選挙です。

#### （1）立候補の方法

立候補希望者は、下記アドレスに e-mail にて立候補を表明してください。

送付先アドレス：seinen@unesco.or.jp

立候補の締め切り：2011年1月12日24：00まで

件名：「役員立候補：氏名」と明記 役職は当選者の互選となります。

必須内容：氏名、所属ユ協、立候補する理由（50字以上、上限なし）

役員選挙の被選挙者は、20歳以上の方に限られています。（規約第6章14条参照）

#### （2）立候補者発表の方法

2011年1月14日より本会HP（<http://www.unesco.or.jp/seinen/>）に候補者一覧を掲載します。ご確認ください。

#### （3）投票について

投票は総会（2011年2月6日）当日に行いますので、ご注意ください。総会にて立候補者の演説後、総会参加者による投票を行います。詳細は後日ご案内します。

#### （4）役員の職務について

役員の職務については、規約第4章第10条をご確認ください。

携帯電話から送信の場合は、ドメイン指定受信等を利用しているところからの返信が届かないことがございます。受信設定に「unesco.or.jp」を追加の上ご利用ください。

## 第4章 役員及び執行部

### （役員）

第8条 本会は次の役員をおく。会長1名、副会長2名以上、監事2名以上で構成される。

- 2 役員になる資格を持つのは本会の正会員のみとする。
- 3 会長、副会長、監事は総会において選出する。
- 4 役員の選出方法は、別に定める。

### （役員の任期）

第9条 役員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任は1回限りとする。

- 2 補充により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

### （役員の職務）

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。
- 3 監事は本会の財務状況、会長、副会長及び執行部の業務の執行の状況を監査する。財務の状況又は業務の執行について法令、若しくは本規約に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは総会に報告する。
- 4 会長は、本会運営に必要な各種班を設置し、長たる者を任命することができる。また、必要に応じて各種班の見直しを行い、班の廃止または長の解任をする。

### （執行部）

第11条 会長、副会長及び各班の長は、執行部を構成し、本会を運営する。

- 2 執行部は、総会において審議する議案を作成する。

## 第6章 選挙権・被選挙権

### （役員選出）

第14条 本会の役員選出における選挙権は、正会員が有する。また、被選挙権は、20歳以上の正会員が有する。ただし、任期満了時、35歳未満のものとする。

### （日ユ協連評議員選出）

第15条 日ユ協連評議員選出における選挙権は、正会員が有する。また、被選挙権は、20歳以上の正会員が有する。ただし、任期満了時、35歳未満のものとする。

- 2 日ユ協連評議員選出の際は3名以上の選挙管理委員会を組織する。ブロック毎に1名を選出し、日ユ協連の選任委員会に推薦することができる。
- 3 日ユ協連評議員の選出方法は、別に定める。

### - お問い合わせ先 -

各種お問い合わせは、下記へお願いいたします。（なるべくメールをご利用ください。）

（社）日本ユネスコ協会連盟

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-3-1 朝日生命恵比寿ビル12F

TEL 03 (5424) 1121 (担当：竹内)

e-mail : seinen@unesco.or.jp (担当：小暮)